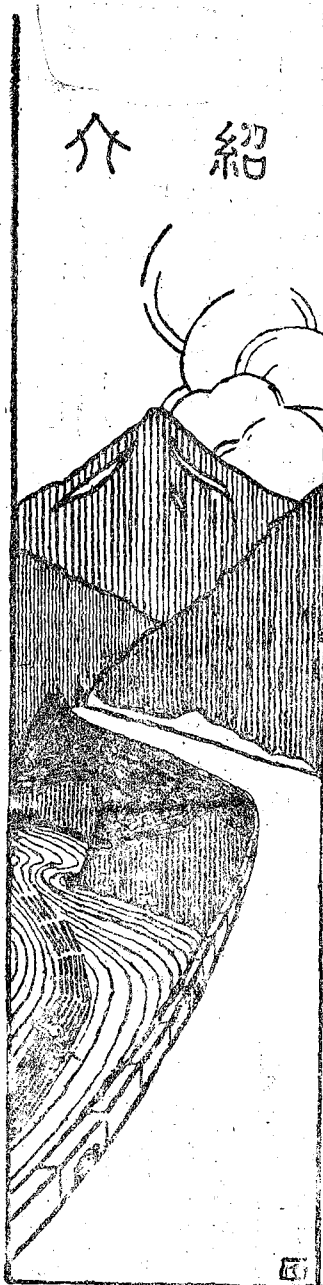


大正13-5

紹 介



△二號 國道 神戶明石間 改築工事概要

兵庫縣土木課長 村山喜一郎

神明國道改築工事概要

一 沿革

神戸明石兩市間は、須磨、鹽屋、垂水、舞子、明石を包古し、北に一の谷、鐵拐の連峰を負ひ南は茅渚海、明石海峽及播磨灘に臨み、夙に風光の明媚と豊なる史蹟を以て名高く、或は詩歌に或は繪畫に古來より天下に傳稱せられ、氣候溫和

目次

- 一 沿革
- 二 改築路線
- 三 改築工事法
- 四 用地及地上物件
- 五 工費及補助
- 六 工事概要

にして居住に適し四時遊覽する者絶えず、明治廿一年山陽鐵道の開通以來別荘住宅相争ふて此地に集まり、大正六年兵庫電氣軌道の開通により一層其の數を増し、兩市の發展に伴ひ交通愈繁劇を加ふるに至れり、然るに此兩市を連絡する唯一の現在第二號國道は幅員狭少にして屈曲多く、且つ路面は此頻繁なる交通と、近時著しく増加せる自動車の重荷に堪へず年々之に投する巨額の修繕費も何等の効なく、常に沙塵深く路傍に亭々たる青松は四六時中飛散する沙塵に覆はれ、灰白色に變せる現状なるを以て、之れが改良は最も焦眉の急に迫れり。茲に於て縣は本道の改築を計畫したるも、其の工費多額にして、縣の負擔に堪へざるを以て阪神國道同様半額は國庫補助を受くる内議を經、神戸市と明石郡との界に在る境川を起點とし、明石市大明石淨水町に達する延長二里二十四丁二十八間の區間を、工費六百五十萬圓とし、大正十一年度より四箇年繼續事業として、大正十年通常縣會の議決を經、次

で之が改築を稟伺し、大正十二年七月五日内務大臣の認可を受け、又繼續年期は工事の都合上二箇年延長する事とし、大正十二年通常縣會の議決を經たり、而して神戸市内に屬するものは、市に於て所屬國道全部の改築に着手する能はざるも市内東尻池より須磨停車場前迄は市電三期線として、軌道併

用の大道路を新設する計畫成り、以て國道の交通を緩和し、須磨停車場前以西境川迄は現在國道を十一間以上に擴張し、縣の改築すべき部分に連絡せしむる筈なるを以て、共に竣成の曉は兩市間の交通は面目を一新し隔世の感あるべし。本工事は、阪神國道に次ぐの大事業なるを以て、直營にて施行し事務の敏捷を計るため改築區間の中央たる垂水村西垂水に垂水工營所を設置して、鞅掌する事とせり。

## 二 改築路線

現在國道は、狭少なる地域に國有鐵道山陽本線及兵庫電氣軌道株式會社の軌道と並行或は相交又し、加ふるに沿道は人家稠密然らざれば斷崖にして、之が改築路線の選定には大に意を用ひ、數線の比較線を設け、周到なる調査研究をなし、又本省に於ても此が決定には充分熱感を重ねられたる結果成るべく沿道に於ける現在の利用を尊重し、且つ其の利益を増大ならしむる爲め、概ね現國道に沿ふ事とし、左の如く主務大臣の認可を受けたり。

起點市郡境界境川より現在國道を利用し、兵庫電氣軌道を併用して西方に向ひ、鹽屋に於て同軌道(鹽屋、東垂水兩跨線橋間)を山手に移轉して、半徑五十間にて左折し、國有鐵道

山陽本線を跨線橋にて横切り、同半徑にて右折し、鹽屋川を渡り、現國道に乗り東垂水に至り、福田川を越へ西垂水に於て海神社の前苑を通過し、尙現國道に沿ひ山田に至り、舞子公園の終りより現國道と分岐し、軌道に沿ひ山田川を渡り軌道を山手現在國道に移轉し、現軌道敷を國道となし、明石市に至り、朝霧川より大體に於て軌道に乗り之を併用して、明石驛前より西方約百間にて同軌道を分離し、尙西方に向ひ淨水町終點に至る。

路線の計畫は、叙上の如く就中舞子の海濱を通過せる部分は、天下に傳稱せらるゝ有數の景勝地にして、老松白砂と相映じ、松籟濤聲に和し、幾多小舟巨船の往來織るが如き紺碧の明石海峽を隔て、淡路島指呼の間に在る等、風景の秀麗なる多く他に其の比を見ざるの地域なるを以て、在來の風致を損傷せず益其の價値を増大するに努め、遊覽道路の性質を兼ねたる理想的と爲さんとす。

### 三 改築工法

(イ) 幅員は軌道併用部分と現在地物との關係に鑑み左の數種に區分す。

郊外地

A、十一間、鹽屋附近電車軌道併用の分にして、右側(山手)二十一尺を軌道に充て中央三十三尺を車道とし、左側(海手)十二尺を歩道とす、歩車道を區分し境界下水を設く。

B、八間八分、垂水附近兩側人家連擔の箇所にして、中央三十三尺を車道とし、兩側各十尺を歩道とす。

C、七間八分、鹽屋、山田附近にして、片側人家連擔其他の箇處にして、右側(山手)三十四尺八寸を車道とし、左側(海手)十二尺を歩道とす。

市街地

A、十二間、明石市内軌道併用の分にして、中央十八尺を軌道に充て、其の左右各十五尺を車道とし、兩側各十二尺を歩道とす。

B、九間五分、明石市内軌道併用せざる分にして、中央三十三尺を車道とし、兩側十二尺を歩道とす。

(ロ) 曲線は其の最小半徑を五十間とす、鹽屋跨線橋の前後にのみ存す、其の他は百五十間を最小半徑とす。

(ハ) 縦斷勾配は最急三十分の一(鹽屋跨線橋の前後にのみ存し、其の他は六十分の一を最急とす)最緩四百分の一とす、而して勾配の變移する處には、適當なる縦斷曲線を設

く。

(ニ) 横斷勾配は車道(瀝青)コンクリート(鋪道)三十五分の一とし、中央部に適當なる弧形を附す、歩道(瀝青透入鋪道)三十分の一とす。

(ホ) 盛土切取の法面勾配は、地質の硬軟、施工面の高低に應じ、盛土にありては、一割乃至一割七分とし、芝付工を施し、切取面にありては、五分乃至一割二分とす。

但し土留擁壁の施行を要する箇所は、「コンクリート」或は石垣を以て築造し、其の勾配一分乃至五分とす。

(ヘ) 路面は車道を基礎「セメントコンクリート」厚六寸の上に、瀝青「コンクリート」平均仕上厚一寸六分の鋪裝を爲し、歩道路床を厚三寸の瀝青透入砂利鋪裝とす。

(ト) 排水は路面上の雨水を歩車道境界L形溝渠に集め、雨水に導き、一時沈澄せしめ、歩道下に埋設せる鐵筋「コンクリート」徑五寸の排水圓管に依り、側溝に導き、側溝の處々に設けし汚水樹にて、土砂を沈澱せしめ、在來の水

路又は河川に放流する装置とす。

(チ) 街渠は幅一尺五寸、勾配十五分の一にて、L形に「コンクリート」及花崗石を以て築造す。

(リ) 雨水樹は、街渠の約二十間毎に花崗石及び「コンクリート」を以て築造し、鐵製蓋板を施す。

(ヌ) 側溝は幅一尺二寸、深三尺「コンクリート」を以て築造し、人家連擔の箇所は鐵筋「コンクリート」の蓋板を施す。

(ル) 汚水樹は、側溝の約五十間毎に「コンクリート」を以て築造し、上縁は花崗石を以て、鐵製の蓋板を用ふ。

(チ) 並木は、歩道の内側に約四間毎に植栽す。

樹種は、明石市西垂水地内の如き、人家連擔の箇所は、公孫樹「プラタナス」又は唐楓類を用ひ、鹽屋、山田地内の如き、海の眺望を有する箇所には、躑躅、檜等の灌木類を用ひ、舞子附近には、松、檜の類を用ふ。

(ワ) 横斷溝渠は、徑間六尺以下の水路又は側溝連絡の箇所に設け、地盤の硬軟に應じ、適當に基礎工を施し、鐵筋「コンクリート」を以て函形又は圓形に築造す。

(カ) 橋梁は、有効幅員、歩車道區分等前後接續する道路と同一とし、橋面は全部木塊又は瀝青「コンクリート」を以て鋪裝す、耐力は街路構造令に據り、鐵筋「コンクリート」又は鋼を以て築造す。

(コ) 本計畫道路と、既設道路の取附、水路交又箇所等は、其の効用を妨げざる限度に於て、夫々適當に施行するものとす。

(タ) 本國道改築の爲め、變更を要する軌道及道路、水路に關する工事は、關係者と協議の上適當に施行するものとする。

#### 四 用地及地上物件

道路改築用地買収及地上物件移轉補償額は、阪神國道同様縣廳内に、内務部長を委員長とせる評價委員會を設け、調査審議の上決定し、土地物件所有者に協議するものとす、而して道路の法敷は、本體に於て工費の節約と沿道土地所有者の將來の利便とを考慮し、之を買収せず無償にて使用することとする見込なり。

#### 五 工費及補助

工費總額は、六百五十萬圓にして、其の支出年度及國庫補助額左の如し。

年 度	工費豫算額	國庫補助額	備 考
大正十一年度	三〇〇,〇〇〇圓	一〇,〇〇〇圓	
同 十二年度	六八五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	
同 十三年度	五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	本年度以降に於ける補助額を含む
同 十四年度	二,八九五,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	
同 十五年度	一,五〇〇,〇〇〇	—	

同 十六年度	一,二五〇,〇〇〇	
計	六,五〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇

而して其の工費別左の如し。

- 一、工 事 費 二、六〇四、〇〇〇圓
- 一、用 地 買 收 費 二、二〇一、〇〇〇、
- 一、物件移轉其他補償費 一、三九五、〇〇〇、
- 一、監督 及 事務 費 三〇〇,〇〇〇、
- 計 六、五〇〇,〇〇〇、

#### 六 工事概要

工事は施工の便宜上之を六工區に別ち、鹽屋、垂水、明石に出張所を設置して、事務を分掌す。工區の區域及各出張所の所管左の如し。

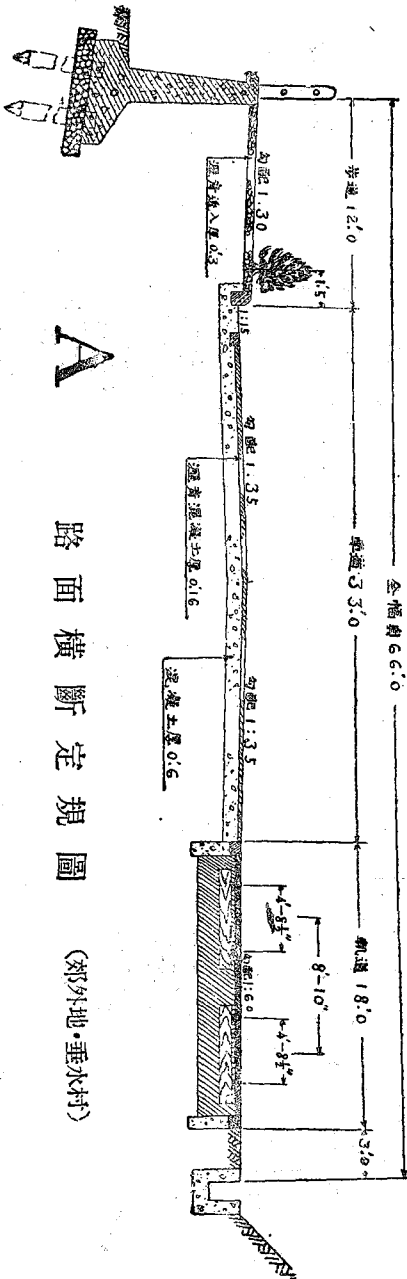
- 鹽屋出張所 第一工區 起點境川より鹽屋跨線橋南詰迄 延長 四 百 間
- 鹽屋出張所 第二工區 鹽屋跨線橋南詰より福田川迄 延長 千三百八十間
- 垂水出張所 第三工區 福田川より梅ヶ谷川(西垂水山田界)迄 延長 九百七十間
- 垂水出張所 第四工區 梅ヶ谷川より山田川迄 延長 九百三十間
- 明石出張所 第五工區 山田川より明石市大藏谷、大明石界迄 延長 千三百二十間
- 明石出張所 第六工區 同上以西終點迄 延長 七百八十八間

大正十三年第一工區第二工區の一部用地買收物件移轉に着手す。

本工事は主として、直營施行の豫定にして、之に要する機械器具の購入計畫及購入済のもの左の如し。

品名	數量	摘要
十二噸「ニチムローラー」	一臺	
八噸「ガソリンローラー」	三臺	一臺購入済
四噸半「ガソリンローラー」	一臺	
「ペーパーミキサー」	一臺	

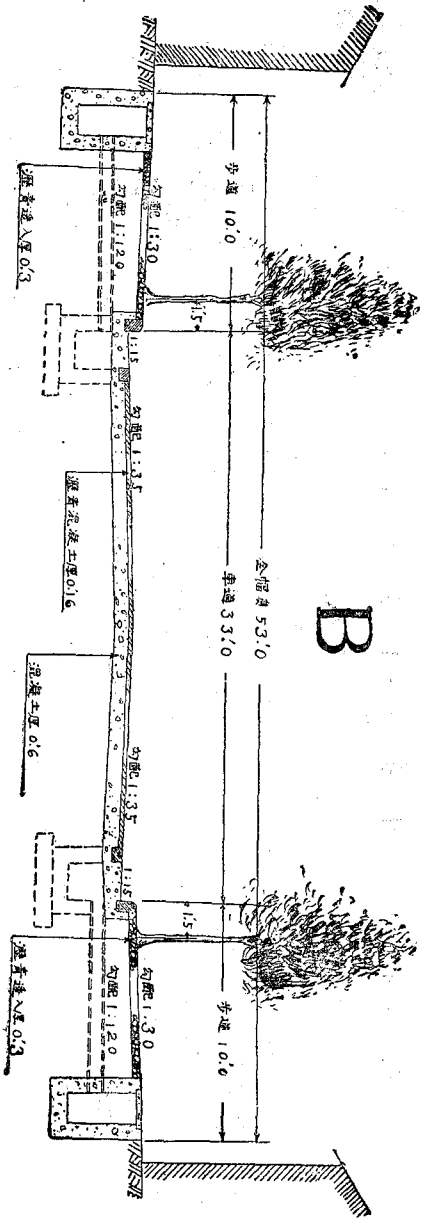
「ミキサー」	二臺
「アスファルト」混合機	一臺
「スカリアファイヤー」	一臺
地均機	一臺
軌條 (十二封度)	八哩
分岐線	八組
一合積土運車	一〇〇輛
乗用自働車	一輛
貨物自働車	三輛
以上	



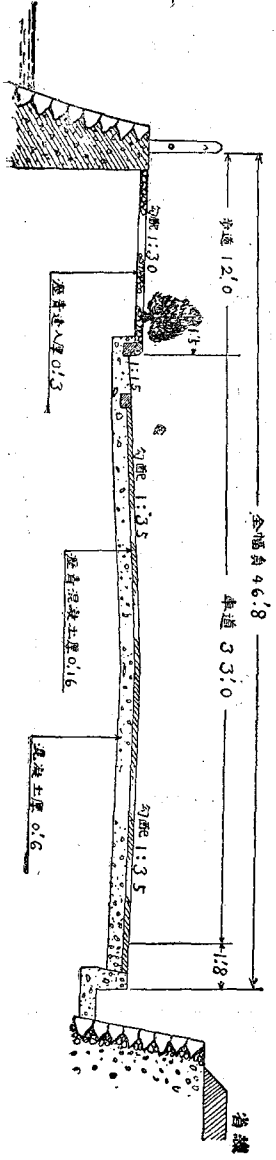
A

路面横斷定規圖

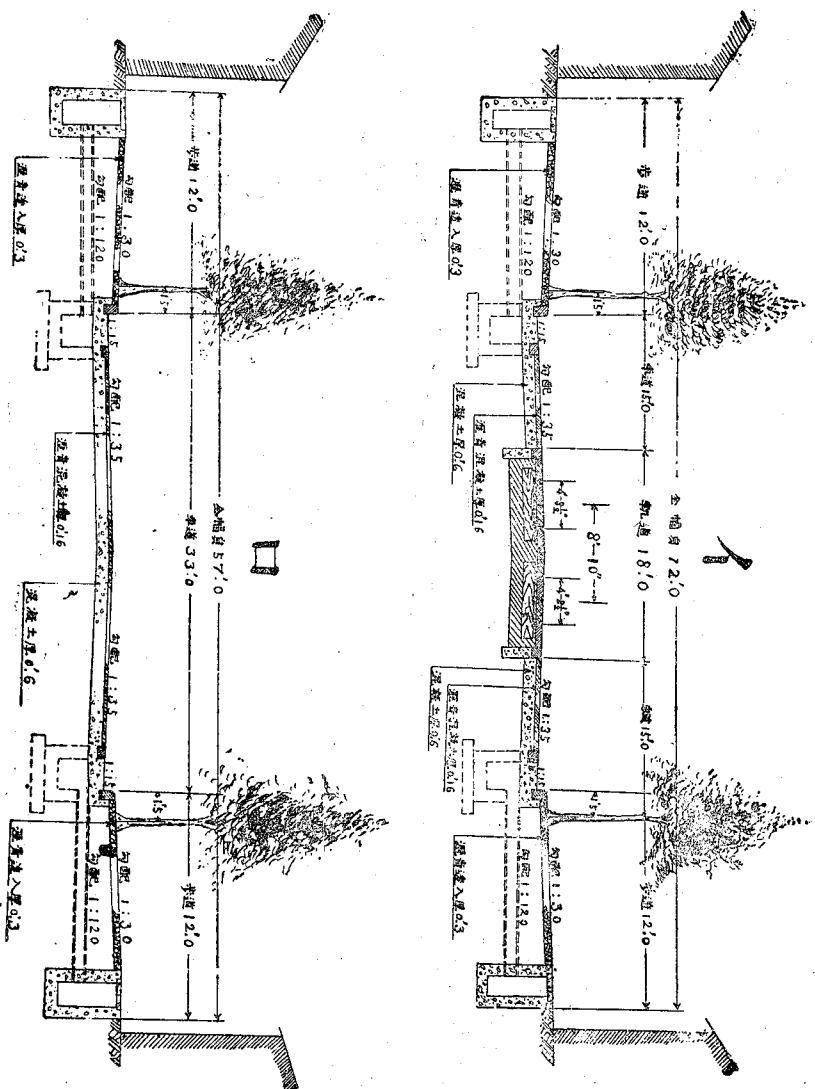
(郊外地・垂水村)



C



路國道二號線改築計畫  
 市面橫斷地(明石市)圖

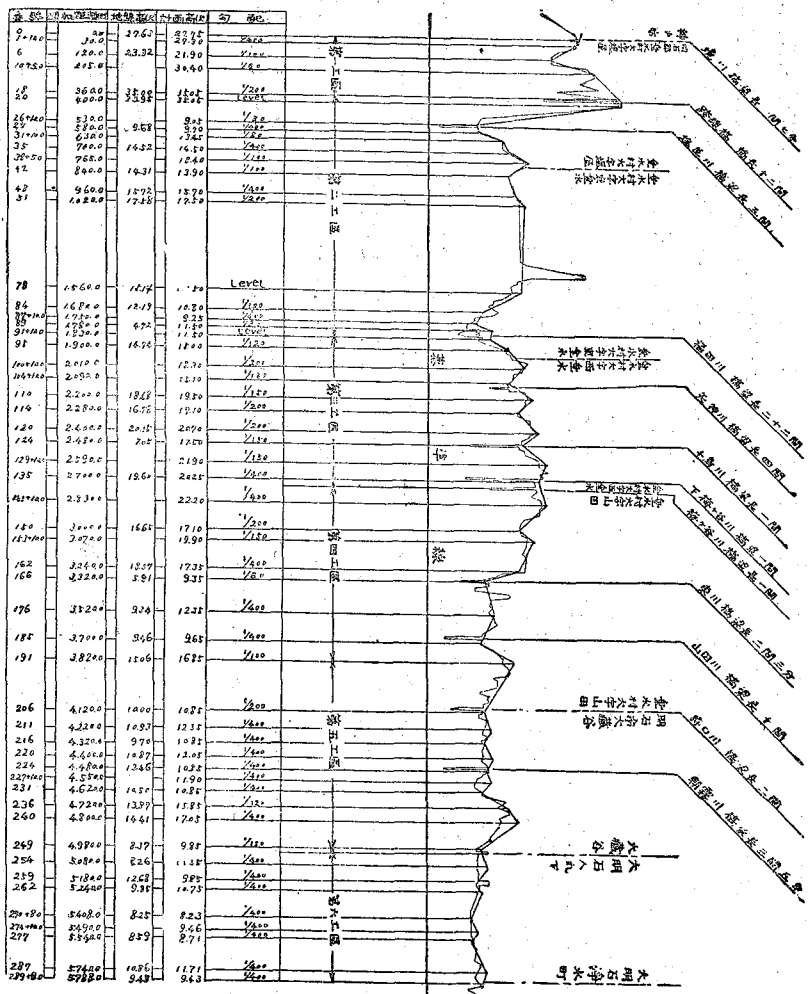


細  
 介





# 國道二號線神戶明石間改築計畫縱斷圖



備考  
 1. 地盤高は海抜を基準として示す。  
 2. 路面高は地盤高を基準として示す。  
 3. 勾配はパーセントで示す。